調布市市民プラザあくろす

指定管理者募集要項

令和4年8月

調布市

はじめに

調布市では、ボランティア・NPOの活動支援、男女共同参画社会の推進、 産業振興等を中心とした新たな市民活動の拠点として調布市市民プラザあくろ す(以下「あくろす」という。)を平成17年2月に設置しております。

あくろすの管理について指定管理者制度を導入し、現在の指定期間が令和5年3月末をもって満了を迎えるため、市民活動の拠点としてその効用を十分に発揮し、市民の皆様に気持ちよくご利用いただけるよう、熱意を持って施設管理に取り組んでいただける企業・団体を募集します。応募希望の企業・団体等の方は、募集要項等を必ずお読みのうえ、必要書類を期限内に提出していただきますようお願いいたします。

なお、指定管理者の指定方法としては、調布市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例(平成15年調布市条例第30号)第4条の規定に基づき、あくろすの管理を行わせるに最適な法人等を選定し、市議会の議決を経て指定管理者として指定いたします。

あくろすは、市民活動支援センター、男女共同参画推進センター及び産業労働支援センターの3つの機能を有しています。それぞれのセンター(以下「3センター」という。)の事業運営につきましては、次のとおり各担当が実施いたします。

- (1) 市民活動支援センター
 - ・業務委託-委託先は、調布市社会福祉協議会<u>(平成20年度~)</u> 所管部署:協働推進課
- (2) 男女共同参画推進センター
 - 男女共同参画推進課が直営
- (3) 産業労働支援センター
 - ・産業振興課産業労働支援センター担当が直営

指定管理者には、3つのセンターを一括してあくろす全体の総合的な施設管理業務をお願いしますが、条例の趣旨にも鑑み、上記3センターの事業への協力体制を図るとともに、指定管理者の自主事業運営業務もお願いします。

I 公募の概要

- 1 施設の概要・開館時間等
- (1) 施設の名称 調布市市民プラザあくろす
- (2) 所 在 地 調布市国領町2丁目5番地15 コクティー2・3階
- (3) 建物概要

ア コクティー概要

構造 鉄筋コンクリート造,一部鉄骨造

規模 地下2階地上34階塔屋1階建

敷地面積 8,232.83 ㎡ 建築面積 6,427.09 ㎡ 建築延べ面積 45,304.85 ㎡

建物高さ 高層部 120m, 低層部 16m

竣工 平成16年9月

施設内容 1階 店舗・公共施設(国領駅北ふれあいの家)

2階 店舗・公共施設(あくろす,調布国領しごと情報 広場)

3階 公共施設(あくろす)

4階~34階 住宅

イ あくろす施設概要(管理対象施設)

- ・市民活動支援センター(727.41 m)
- ・男女共同参画推進センター (1360.3 m²)
- ・産業労働支援センター(233.12 m) ※対象施設の詳細は、仕様書を参照のこと。

(4) 開館時間等

ア 開館時間

午前8時30分から午後10時まで (諸室貸出時間は午前9時から午後10時)

イ 休館日

- •1月1日から1月3日まで及び12月29日から12月31日まで
- ・毎月第3月曜日(休日に当たる場合はその直後の休日でない日)
- ※臨時休館及び開館時間の変更については、市と協議のうえ実施。詳細は仕様 書のとおり

2 指定管理者の指定期間

令和5年4月1日から令和10年3月31日まで(5年間)

3 管理者 調布市

4 公募スケジュール

(1)市報ちょうふ8月5日号及び市ホームページに公募について掲載

8月5日(金)

(2)公募説明会・施設の見学会

8月26日(金)

(3)公募に関する質問受付

8月29日(月)~9月5日(月)

(4)質問に対する回答

9月12日(月)

(5)応募書類の受付

9月13日(火)~9月16日(金)

(6)書類審査の結果通知 (7)面接審査 10月上旬予定 10月中旬予定

(8)応募者への選定結果の通知

10月下旬予定

(9)仮協定の締結

11月中旬予定

(10) 市議会への指定に係る議案の送付

11月下旬予定

(11)本協定の締結

令和5年1月以降

(12)前指定管理者との引継ぎ

令和5年2月~3月

(13)指定管理者による管理開始

令和5年4月

5 公募の手続

調布市ホームページ(http://www.city.chofu.tokyo.jp)に募集に関する詳細を 掲載いたします。募集要項・申請書類等の入手は、市ホームページからのダウン ロードを基本にお願いします。

(1) 配布期間

令和4年8月5日(金)から9月16日(金)の間, ダウンロードが可能です。 なお,窓口での配布は同期間中行いますが,土曜日,日曜日,祝日及び休館 日を除く午前8時30分から午後5時15分までです。

(2) 配布方法

ア 調布市のホームページからダウンロードできます。

アドレス: http://www.city.chofu.tokyo.jp

イ 窓口での配布及び問合せ先

調布市生活文化スポーツ部男女共同参画推進課(あくろす3階)

電話:042-443-1213 FAX:042-443-1212

E-mail:danjyo@w2.city.chofu.tokyo.jp

(3) 説明会・見学会

募集要項・申請書類等についての説明会を次のとおり開催します。応募を

予定している団体は、参加してください。

ア 日時 令和4年8月26日(金) 午前10時から (予定)

イ 場所 調布市市民プラザあくろす3階 あくろすホール

ウ 住所 調布市国領町2-5-15

説明会・見学会に参加希望の団体は申込用紙に必要事項を記入のうえ、 8月23日(火)午後5時(必着)までに、FAXまたは E-Mail にてお申込みください。なお、参加人数は1団体3人以内とします。

(4) 質問受付

質問書(様式10)に記載して、8月29日(月)から9月5日(月)午後5時(必着)までに、FAXまたは E-Mail にて提出してください。

質問及び回答は、9月12日(月)に説明会に参加した全団体に通知します。 また、調布市のホームページに掲載します。

- ※ (3) 説明会・見学会申込用紙, (4) 質問書(様式10) については, 5 公募の手続き(2)配布方法に記載のホームページからダウンロードできます。
 - (5)応募書類の受付

ア 受付日時 9月13日(火)から9月16日(金)まで (午前8時30分から午後5時15分まで)

イ 受付場所 調布市生活文化スポーツ部男女共同参画推進課 (市民プラザあくろす3階)

ウ 受付方法 来庁による直接受付のみとします。

6 審査・選定に関する事項

公募・選定は、提案型公募(プロポーザル方式)を採用し、調布市公の施設の 指定管理者の指定の手続等に関する条例及び調布市市民プラザあくろすの指 定管理に関する規則(平成17年調布市規則第8号)に規定しているとおりとしま す。なお、選定に際しては、選定審査委員会において、第一次審査(書類審査) 及び第二次審査(面接審査)により候補者を決定いたします。

(1) 選定方法

ア審査

(ア) 応募書類の確認 団体からの書類提出時に,事務局が確認します。

(イ) 審査方法

提出書類受領後,第一次審査(書類審査)及び第二次審査(面接審査)を 実施し,審査委員会が候補者を選定します。

第一次審査では,経営能力や提案内容を審査し,第一次審査通過者を決

定します。また、応募多数の場合は、3団体程度を通過者とします。 第二次審査では、プレゼンテーションを行っていただき、質疑を行います。 ※第二次審査の場所・時間等詳細については、別途通知いたします。

(ウ) 審査結果の通知及び公表

審査の結果は、応募した団体に通知します。また、審査の結果を調布市のホームページで公表します。

イ 提案内容の評価

選定の基準及び審査項目,配点等は別紙「審査基準」のとおりです。

(2)優先交渉権者との交渉

審査の結果に基づき、優先交渉権者及び第3順位までの交渉権者を決定します。そして、優先交渉権者との細目協議を行い、協議成立後、指定管理者候補者として仮協定を締結します。優先交渉権者との協議が成立しない場合は、第2順位、第3順位の交渉権者と順次協議を行います。

Ⅱ 指定管理者が行う業務内容

- 1 あくろすの利用承認等に関すること。
- 2 あくろすの運営に関すること。
- 3 あくろすの施設及び設備の維持管理に関すること。
- 4 調布市市民プラザあくろす指定管理者仕様書のとおり
- 5 その他

Ⅲ 指定管理者による管理運営の条件

1 事業内容

(1) 施設の管理運営

指定管理者は、調布市と締結する協定書及び調布市市民プラザあくろす指定 管理者仕様書に基づき施設を適切に管理するとともに、良好なサービスを利 用者に提供すること。

(2) 施設及び備品等の維持管理

指定管理者は、当該施設・備品等を良好な状態で維持管理すること。

2 収入及び経費等

あくろすの管理にかかる全ての費用は、利用料金、指定管理料並びにその他の収入をもって充てるものとします。調布市が支払う指定管理料の金額及び支払 方法については、毎年度ごとに締結する年度協定書によって定めます。

Ⅳ 応募条件

1 応募資格

指定期間中,あくろすの管理を円滑かつ安定して実施できる法人その他の団体とし,必ずしも法人格は必要がありません。(ただし,個人の応募は不可。)

2 応募者の制限

次に記載する内容に該当する場合は、応募に関する資格がありません。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当するもの
- (2) 調布市から指名停止措置を受けているもの
- (3) 市税、法人税、消費税等を滞納しているもの
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号), 民事再生法(平成11年法律第225号)等により更生又は再生手続を開始している法人
- (5) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第92条の2(議員の兼業禁止),第142条(長の兼業禁止),第166条(副市長の兼業禁止),及び第180条の5(委員会の委員及び委員の兼業禁止)に該当するもの(法人以外の団体にあっては,法人における無限責任社員,取締役,執行役,監査役,支配人又は清算人に相当する職員が,調布市の議員,長,副市長,委員会の委員又は委員となっているもの)
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律77号)第2 条に規定する暴力団及びそれらの利益となる活動を行うもの
- (7) その他法令に反する行為等, 社会的な信用を失墜させるなどの行為があり, 指定管理者としての適格性に欠けると判断したもの

3 提出書類

次の注意事項を確認のうえ、(1)~(11)の書類を各12部(正1部・副11部)A4サイズにし提出してください。なお、副本については、事業者名の記載箇所を黒塗のマスキングをしたうえで提出してください。

☆注意事項☆

- ◎次の(1)~(5)は指定された書式となりますのでご注意ください。
- ◎次の(9)~(11)は証明書の原本を「正」に添付し、「副」にコピー等を添付してください。
- ◎応募書類の提出は、(1)から(11)まで順に並べ、綴じた形で12部(正1部・ 副11部)作成してください。
- (1) 指定申請書(様式1)

- (2) 指定申請に係る誓約書(様式2)
- (3) 事業計画書(様式3)
 - ア 申請団体
 - イ 施設の利用者の平等な利用に関する事項
 - ウ 施設の効用発揮、サービス向上、管理経費節減に関する事項
 - エ 安定的管理運営に関する事項
 - オ 施設の維持管理に関する事項
 - カその他
- (4) 収支計画書(5年間)(様式4)
- (5) 団体の概要書(様式5)
 - ア 経歴・業務内容
 - イ 役員の名簿・履歴書
 - ウ 事業概要等(パンフレット可)
- (6) 定款・寄付行為・規約、設置要綱その他これらに類する書類
- (7) 財産目録及び貸借対照表(過去3年分)
- (8) 損益計算書及び利益処分計算書(過去3年分)
- (9) 納税を証する書類
 - ア 国税:法人税・消費税・地方消費税(過去3年分)
 - イ 地方税:本店所在地の法人都(県)民税,法人事業税,法人市民税(過去3年分)
- (10) 法人登記簿謄本履歴事項証明書(法人以外の団体にあっては,法人における無限責任社員,取締役,執行役,監査役,支配人又は清算人に相当する職員の氏名等を明示している書類)
- (11) 法人印鑑登録証明書(法人以外の団体にあっては、代表者の印鑑登録証明書)

4 留意事項

- (1) 応募書類に虚偽の記載があった場合は失格とする。
- (2) 提出した応募書類は、理由のいかんを問わず、返却いたしません。
- (3) 書類提出後に辞退する場合は、辞退届(様式9)を提出すること。
- (4) 応募に関して必要となる費用は、全て応募者の負担とする。
- (5) 応募に際して使用する言語は日本語, 通貨単位は円とする。
- (6) 市から提供した資料は、本件目的のためのみに使用するものとし、他に使用することは認めない。
- (7) 応募期間を過ぎての書類提出は認めない。
- (8) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合は失格とする。

V 協定に関する事項

選定が終了し、候補者が決定した時点で、候補者と協議のうえ、仮協定書を作成 し、締結するものとします。以降、候補者を指定管理者とする議会承認が得られた 後、本協定(基本協定・年度協定)を締結します。

1 基本協定書の主な内容

- (1) 施設の目的
- (2) 管理基本方針
- (3) 管理施設の概要
- (4) 指定期間
- (5) 事業計画に関する事項
- (6) 再委託及び権利譲渡の禁止に関する事項
- (7) 休館日に関する事項
- (8) 使用時間に関する事項
- (9) 施設等の使用に関する事項
- (10) 利用料金に関する事項
- (11) 管理経費に関する事項
- (12) 管理にあたって取り扱う個人情報の保護に関する事項
- (13) 情報公開に関する事項
- (14) 管理業務の範囲に関する事項
- (15) 指定管理者の現場責任者に関する事項
- (16) 業務報告に関する事項
- (17) 事業報告に関する事項
- (18) モニタリングに関する事項
- (19) 苦情処理に関する事項
- (20) 事故報告に関する事項
- (21) 経理状況報告に関する事項
- (22) 指定の取り消し及び業務の停止命令に関する事項
- (23) 損害賠償責任に関する事項
- (24) 保険の付保に関する事項
- (25) リスク負担に関する事項
- (26) 財産の管理に関する事項
- (27) 指定期間終了に伴う原状回復に関する事項

- (28) 違約金に関する事項
- (29) その他

2 年度協定書の主な内容

- (1) 年度協定の期間
- (2) 指定管理者に支出する管理に係る費用の額, 支払方法
- (3) その他

VI 事業報告に関する事項

指定管理者は,事業報告書を毎年度終了後,30日以内に調布市に提出すること。

ただし、指定管理者が年度中に指定管理者の指定を取り消された場合は、取り消された日から起算して30日以内に、取り消された日までの間の事業報告書を調布市に提出しなければなりません。

1 事業報告書に記載する主な事項

- (1) 管理業務の実施状況
- (2) 施設の利用状況
- (3) 料金収入実績
- (4) 管理経費等の収支状況
- (5) その他

2 月報等の報告

指定管理者は,毎月,管理業務の実施状況,施設の利用状況及び料金収入 実績,その他調布市が認める書類を提出しなければなりません。

Ⅲ 問い合わせ先

調布市生活文化スポーツ部 男女共同参画推進課

住所:〒182-0022 調布市国領町2-5-15 調布市市民プラザあくろす3階 電話:042-443-1213 FAX:042-443-1212

E-mail:danjyo@w2.city.chofu.tokyo.jp

Ⅷ 参考資料

- (1) 調布市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例
- (2) 調布市長が所管する公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する規則
- (3) 調布市市民プラザあくろす条例
- (4) 調布市市民プラザあくろす条例施行規則
- (5) 調布市市民プラザあくろすの指定管理に関する規則
- (6) 調布市個人情報保護条例
- (7) 調布市情報公開条例